

議案第 6 5 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 6 号 山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

令和 3 年 9 月 2 日提出

山都町長 梅田 穰

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和3年8月24日

山都町長 梅田



山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 8月24日

山都町長

梅田 穰

山都町条例第27号

山都町個人情報保護条例及び山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(山都町個人情報保護条例)

第1条 山都町個人情報保護条例（平成17年山都町条例第149号）の一部を次のように改正する。

第30条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)

第2条 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年山都町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

山都町個人情報保護条例(平成17年条例第149号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第30条の2 実施機関は、訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第30条の2 実施機関は、訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>